

鹿嶋市農業集落排水事業経営戦略

【令和3年度～令和12年度】



茨城県鹿嶋市

【目次】

第1章 経営戦略の概要	1
1.1 はじめに	1
1.2 経営戦略の位置付け	1
1.3 計画期間	1
1.4 進捗管理	1
第2章 事業の現状と課題	2
2.1 事業概要	2
2.2 組織	3
2.3 課題	3
第3章 経営の現状分析	4
3.1 現状分析の目的	4
3.2 分析方法	4
3.3 分析条件	5
3.4 分析結果	10
第4章 経営の基本方針と実施方針	20
4.1 基本方針	20
4.2 実施方針	20
第5章 経営の効率化・健全化に向けた具体的な取組	21
5.1 効率化・健全化に関する事項	21
5.2 広域化に関する事項	21
5.3 民間活力の活用に関する事項	21
第6章 投資・財政計画の策定	22
6.1 投資試算	22
6.2 財源試算	23
6.3 投資・財政計画	23
【資料】	
資料1 茨城県内農業集落排水事業 市町村別接続状況	26
資料2 使用料・調定件数の推移	27
資料3 茨城県市町村別汚水処理人口普及状況	28
資料4 農業集落排水位置図	29

第1章 経営戦略の概要

1.1 はじめに

本市の農業集落排水事業は、中村地区・大船津地区・爪木地区の3地区に整備してきましたが、人口減少や節水機器の普及などによる使用料収入の減少、今後は老朽化した施設の更新費用の増額が懸念されるなど、厳しい経営状況を迎えています。

そのような中、本市では令和元年度に施設・設備の現状把握のための機能診断を実施し、令和2年度には事業全体の中長期的な取組みを予測するための最適整備構想を取りまとめました。さらには、令和5年度から地方公営企業法を適用し、更なる財政の健全化に取り組むよう準備しているところです。

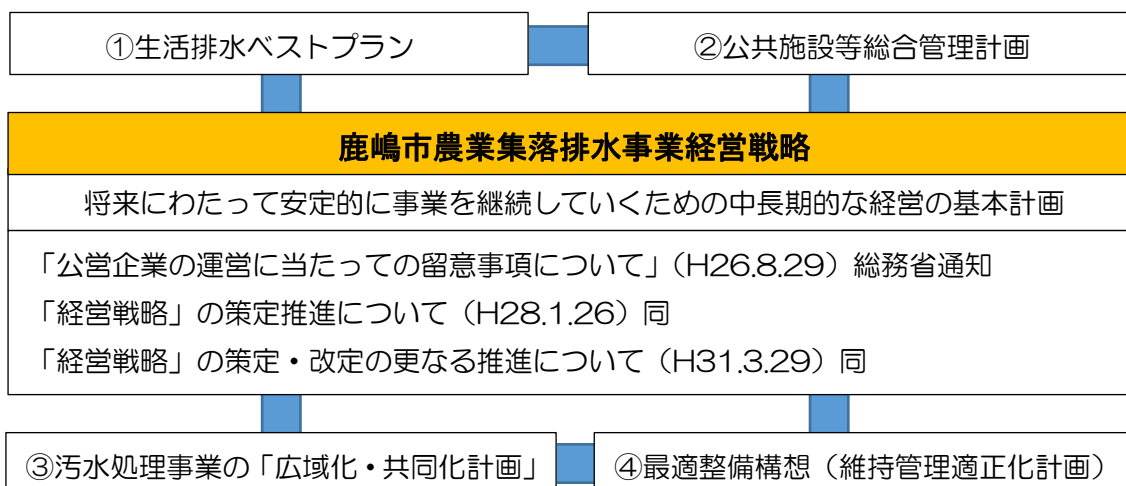
この経営戦略では、経営の効率化と合理化を図り、事業を安定的かつ持続的に進めるため、客観的な視点から、事業の現状及び長期的な将来を見据えた財務分析を実施し、最適な投資規模や資金計画等各種の経営課題を抽出するとともに、その改善方策について検討し、今後の経営方針を示すものです。

【農業集落排水事業とは】

農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等処理する施設の整備により、農業用排水の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るためのものです。

また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特性を生かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献するものです。

1.2 経営戦略の位置付け



1.3 計画期間

経営戦略の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

1.4 進捗管理

経営戦略は、策定後もそれに基づく取組みを毎年度、進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果を踏まえての定期的な見直しを行います。

第2章 事業の現状と課題

2.1 事業概要

本市の農業集落排水事業は、事業概要（表2-1）に示すとおり、3地区で整備が完了しており、水洗化率は全体で85%になっています。

中村地区は供用開始から30年以上を経過しているため、施設の更新が必要になっています。

また、水洗化率が85%を超える一方で、処理水量は、世帯あたりの人口減少や節水家電の普及等により減少しています。なお、使用料は下記（表2-2）のとおりです。

表2-1 事業概要

令和2年度末現在

種別	中村地区	大船津地区	爪木地区
供用開始年月	平成元年5月	平成12年10月	平成20年4月
経過年数	32年	20年	12年
処理施設	1か所	1か所	1か所
処理能力	207.9m ³ /日	497m ³ /日	138m ³ /日
処理方式	回分式活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式
管路延長	3,910m	10,945m	4,690.8m
中継ポンプ	1箇所	19箇所	2箇所
行政人口	1,805人	920人	339人
計画人口	770人	1,840人	510人
整備済人口	706人	869人	329人
整備済戸数	153戸	351戸	100戸
接続人口	706人	668人	253人
接続戸数	168戸	271戸	76戸
水洗化率	100%	77%	77%
処理水量	131.5m ³ /日	218.0m ³ /日	77.2m ³ /日
処理区域面積	26ha	147ha	26ha
普及率	1.0%	1.1%	0.4%
その他	地方公営企業法：非適用(令和5年4月1日適用予定)		

表2-2 使用料

種別		中村地区	大船津地区	爪木地区
負担金		120,000円	280,000円	310,000円
使用料	基本料金（基本汚水量10m ³ まで）	1,320円		
	従量料金	10m ³ を超え20m ³ まで	1m ³ 当たり 143円	
		20m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ 当たり 154円	
		50m ³ を超え100m ³ まで	1m ³ あたり 165円	
		100m ³ を超えるもの	1m ³ あたり 176円	

【水洗化率とは】

整備済人口（農業集落排水処理施設の使用が可能な人口）のうち、実際に水洗便所を設置し、農業集落排水処理施設に接続して汚水処理している接続人口の割合のことです。

2.2 組織

農業集落排水事業の運営は、鹿嶋市（経済振興部農林水産課）が直営で行っています。

今後は、下水道事業（公共下水道事業・農業集落排水事業）の効率的な事業運営と市民サービスの向上を図るため、一体的管理体制の構築を検討しているところです。

2.3 課題

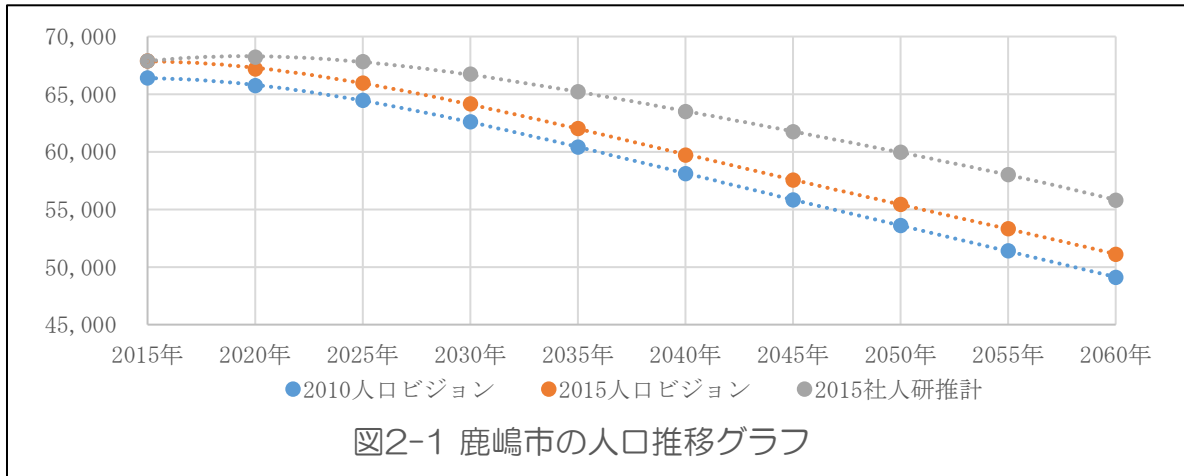
(1)人口減少

鹿嶋市人口ビジョン（2020年改訂版）における2015人口ビジョンは、下記（表2-3）のとおりです。人口減少は進行し、2060年までに約24%の減少が試算されています

表2-3 鹿嶋市の人口推計 (人)

区分		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
高位予測	2015 社人研推計	67,879	68,223	67,810	66,730	65,206
中位予測	2015 人口ビジョン	67,879	67,197	65,973	64,162	62,016
低位予測	2010 人口ビジョン	66,402	65,750	64,449	62,613	60,414

2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
63,495	61,737	59,955	58,012	55,808
59,720	57,542	55,443	53,324	51,106
58,111	55,812	53,605	51,397	49,110



(2) 農業集落排水施設の更新費

鹿嶋市農業集落排水施設最適整備構想（令和2年度）で、農業集落排水施設の更新費用は、下記（表2-4）のとおりです。

表2-4 地区別更新コスト（2060年までの40年間） (千円)

地区名	更新費用（概算）	合計
中村地区	614,256	2,915,177
大船津地区	1,741,551	
爪木地区	559,370	

第3章 経営の現状分析

3.1 現状分析の目的

現状分析は、各種の経営指針等を活用して、本市の農業集落排水事業と事業規模の類似する団体（以下「類似団体」という。）、及び県内団体との比較・特徴の分析を行い、現状の課題を的確に把握するために行うものです。

現状分析は、以下の3つの視点に着目して分析を実施します。

① 財務分析	：財務（収益性・健全性）の視点
② 内部経営環境の把握・分析	：組織の効率性の視点
③ 外的経営環境の把握・分析	：事業・施設の効率性の視点

3.2 分析方法

現状分析に使用する経営指標は、総務省の経営戦略策定ガイドラインで、経営指標（表3-1）に示されている経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するための指標に加えて、公共下水道事業等の特性を十分に踏まえた指標を用いることにより、財務偏重の分析にならないように配慮しています。

表 3-1 現状分析に用いる経営指標

分類（視点）	経営指標	単位	計算式
財務（収益性・健全性）	(1) 使用料単価	円/m ³	使用料収入÷有収水量
	●(2) 汚水処理原価	円/m ³	汚水処理費÷有収水量
	●(3) 経費回収率	%	使用料÷汚水処理費×100
	●(4) 企業債残高対事業規模比率	%	地方債現在高合計－一般会計負担額)÷(営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金)×100
	●(5) 収益的収支比率	%	総収益÷(総費用＋地方債償還金)×100
組織の効率性	(1) 資本勘定職員1人当り建設改良費	百万円/人	建設改良費÷資本勘定職員数
	(2) 損益勘定職員1人当り維持管理費	百万円/人	維持管理費÷損益勘定職員数
	(3) 損益勘定職員1人当り年間有収水量	m ³ /人	有収水量÷損益勘定職員数
	(4) 職員1人当り処理区域内人口	人/人	処理区域内人口÷職員数(損益勘定職員数＋資本勘定職員数)
	(5) 委託費率	%	委託費÷(維持管理費－流域下水道維持管理負担金)×100
事業・施設の効率性	(1) 計画人口普及率	%	処理区域内人口÷全体計画人口×100
	●(2) 水洗化率	%	水洗化人口÷処理区域内人口×100
	(3) 処理人口1人当り維持管理費	円/人	維持管理費÷処理区域内人口
	●(4) 施設利用率	%	晴天時日平均処理水量÷晴天時処理能力×100
	(5) 有収率	%	有収水量÷汚水処理水量×100
	●(6) 管渠改善率	%	管渠改善延長(更新延長＋改築延長＋維持延長)÷管渠延長×100

注1 ●印を付与した指標は、総務省経営戦略策定ガイドラインで、経営指標（例）に示されている指標

注2 見方欄の「↑」は数値が大きい方がよいことを、「↓」は数値が小さい方がよいことを示す。

3.3 分析条件

① 分析対象期間

財務分析の対象期間は、過去5年間（平成26年度～平成30年度）とします。

② 使用データ及び分析方法

経営指標算出に使用するデータは、「地方公営企業年鑑」（総務省）とします。なお、類似団体との比較は、平成30年度の平均値・最大値・最小値及び類似団体中の順位を基に比較分析・評価します。

③ 類似団体の抽出

比較対象となる類似団体は、表3-2に示す総務省の類似団体区分（平成30年度）を基本とし、さらに、茨城県内市町村及び近隣市（農業集落排水事業をおこなっていない神栖市を除く。）を抽出しました。

なお、財務分析に用いた類似団体一覧は、表3-3に示すとおりです。

➤ 総務省の類似団体区分	
⇒ 農業集落排水事業	・・・・・・・・・・・・・・ F2：717団体
➤ 茨城県内を対象とした市町村	
⇒ 農業集落排水事業	・・・・・・・・・・・・・・ F2：27団体
➤ 鹿行地区を対象とした市町村	
⇒ 農業集落排水事業	・・・・・・・・・・・・・・ F2：4団体
※上記の団体数には、全てに鹿嶋市を含んでいます。	

表3-2 総務省の類型団体区分（農業集落排水事業）

共用開始後年数区分	類型区分	団体数
30年以上	F1	122
15年以上	F2	717
15年未満	F3	51

表 3-3 類似団体リスト 1/4

番号	都道府県・団体名称	業務名称
1	北海道 旭川市	法非適用
2	北海道 帯広市	法非適用
3	北海道 深川市	法非適用
4	北海道 新篠津村	法非適用
5	北海道 知内町	法非適用
6	北海道 八雲町	法非適用
7	北海道 厚沢部町	法非適用
8	北海道 蘭越町	法非適用
9	北海道 南幌町	法非適用
10	北海道 由仁町	法非適用
11	北海道 長沼町	法非適用
12	北海道 月形町	法非適用
13	北海道 新十津川町	法非適用
14	北海道 妹背牛町	法非適用
15	北海道 秩父別町	法非適用
16	北海道 剣淵町	法非適用
17	北海道 音威子府村	法非適用
18	北海道 中川町	法非適用
19	北海道 幌加内町	法非適用
20	北海道 猿払村	法非適用
21	北海道 浜頓別町	法非適用
22	北海道 清里町	法非適用
23	北海道 小清水町	法非適用
24	北海道 訓子府町	法非適用
25	北海道 置戸町	法非適用
26	北海道 豊浦町	法非適用
27	北海道 壮瞥町	法非適用
28	北海道 むかわ町	法適用
29	北海道 浦河町	法非適用
30	北海道 鹿追町	法非適用
31	北海道 清水町	法適用
32	北海道 更別村	法適用
33	北海道 幕別町	法非適用
34	北海道 浜中町	法非適用
35	北海道 標茶町	法非適用
36	北海道 別海町	法非適用
37	北海道 中標津町	法非適用
38	青森県 青森市	法非適用
39	青森県 弘前市	法適用
40	青森県 八戸市	法非適用
41	青森県 黒石市	法非適用
42	青森県 十和田市	法適用
43	青森県 三沢市	法非適用
44	青森県 平川市	法適用
45	青森県 平内町	法非適用
46	青森県 鱒ヶ沢町	法非適用
47	青森県 藤崎町	法適用
48	青森県 田舎館村	法適用
49	青森県 鶴田町	法適用
50	青森県 中泊町	法非適用
51	青森県 七戸町	法非適用
52	青森県 六戸町	法非適用
53	青森県 横浜町	法非適用
54	青森県 東北町	法非適用
55	青森県 六ヶ所村	法適用
56	青森県 おいらせ町	法非適用
57	青森県 南部町	法非適用
58	青森県 新郷村	法非適用
59	岩手県 盛岡市	法非適用
60	岩手県 宮古市	法非適用

番号	都道府県・団体名称	業務名称
61	岩手県 花巻市	法適用
62	岩手県 北上市	法非適用
63	岩手県 遠野市	法非適用
64	岩手県 一関市	法非適用
65	岩手県 陸前高田市	法非適用
66	岩手県 八幡平市	法非適用
67	岩手県 雫石町	法適用
68	岩手県 葛巻町	法非適用
69	岩手県 紫波町	法適用
70	岩手県 西和賀町	法非適用
71	岩手県 金ヶ崎町	法適用
72	岩手県 平泉町	法非適用
73	岩手県 野田村	法非適用
74	岩手県 九戸村	法非適用
75	岩手県 洋野町	法非適用
76	岩手県 一戸町	法非適用
77	宮城県 仙台市	法適用
78	宮城県 石巻市	法非適用
79	宮城県 気仙沼市	法非適用
80	宮城県 白石市	法適用
81	宮城県 名取市	法適用
82	宮城県 角田市	法非適用
83	宮城県 岩沼市	法非適用
84	宮城県 栗原市	法非適用
85	宮城県 東松島市	法非適用
86	宮城県 大崎市	法非適用
87	宮城県 村田町	法非適用
88	宮城県 丸森町	法非適用
89	宮城県 大郷町	法非適用
90	宮城県 色麻町	法非適用
91	宮城県 涌谷町	法適用
92	宮城県 美里町	法適用
93	秋田県 能代市	法非適用
94	秋田県 大館市	法非適用
95	秋田県 男鹿市	法適用
96	秋田県 湯沢市	法非適用
97	秋田県 鹿角市	法非適用
98	秋田県 潟上市	法非適用
99	秋田県 大仙市	法適用
100	秋田県 にかほ市	法非適用
101	秋田県 仙北市	法非適用
102	秋田県 上小阿仁村	法非適用
103	秋田県 藤里町	法非適用
104	秋田県 三種町	法非適用
105	秋田県 八峰町	法非適用
106	秋田県 羽後町	法非適用
107	山形県 山形市	法非適用
108	山形県 米沢市	法非適用
109	山形県 村山市	法非適用
110	山形県 長井市	法非適用
111	山形県 尾花沢市	法非適用
112	山形県 南陽市	法適用
113	山形県 河北町	法非適用
114	山形県 西川町	法非適用
115	山形県 大江町	法非適用
116	山形県 最上町	法非適用
117	山形県 舟形町	法非適用
118	山形県 鮭川村	法非適用
119	山形県 戸沢村	法非適用
120	山形県 高畠町	法非適用

番号	都道府県・団体名称	業務名称
121	山形県 川西町	法非適用
122	山形県 白鷹町	法非適用
123	山形県 飯豊町	法非適用
124	山形県 三川町	法非適用
125	山形県 遊佐町	法非適用
126	福島県 福島市	法適用
127	福島県 会津若松市	法非適用
128	福島県 郡山市	法適用
129	福島県 いわき市	法適用
130	福島県 須賀川市	法非適用
131	福島県 相馬市	法非適用
132	福島県 田村市	法非適用
133	福島県 大玉村	法非適用
134	福島県 鏡石町	法非適用
135	福島県 天栄村	法非適用
136	福島県 下郷町	法非適用
137	福島県 只見町	法非適用
138	福島県 南会津町	法非適用
139	福島県 北塩原村	法非適用
140	福島県 西会津町	法非適用
141	福島県 磐梯町	法非適用
142	福島県 猪苗代町	法非適用
143	福島県 会津坂下町	法非適用
144	福島県 湯川村	法非適用
145	福島県 柳津町	法非適用
146	福島県 三島町	法非適用
147	福島県 金山町	法非適用
148	福島県 会津美里町	法非適用
149	福島県 西郷村	法非適用
150	福島県 矢吹町	法非適用
151	福島県 棚倉町	法非適用
152	福島県 矢祭町	法非適用
153	福島県 塙町	法非適用
154	福島県 鮫川村	法非適用
155	福島県 玉川村	法非適用
156	福島県 平田村	法非適用
157	福島県 古殿町	法非適用
158	福島県 三春町	法適用
159	福島県 広野町	法非適用
160	福島県 川内村	法非適用
161	福島県 新地町	法非適用
162	福島県 飯舘村	法非適用
163	茨城県 水戸市	法非適用
164	茨城県 土浦市	法非適用
165	茨城県 古河市	法非適用
166	茨城県 石岡市	法非適用
167	茨城県 結城市	法非適用
168	茨城県 龍ヶ崎市	法非適用
169	茨城県 常総市	法非適用
170	茨城県 常陸太田市	法非適用
171	茨城県 笠間市	法非適用
172	茨城県 ひたちなか市	法非適用
173	茨城県 鹿嶋市	法非適用
174	茨城県 潮来市	法非適用
175	茨城県 守谷市	法非適用
176	茨城県 常陸大宮市	法非適用
177	茨城県 那珂市	法非適用
178	茨城県 坂東市	法非適用
179	茨城県 稲敷市	法非適用
180	茨城県 かすみがうら市	法非適用

表3-3 類似団体リスト 2/4

番号	都道府県・団体名称	業務名称
181	茨城県 桜川市	法非適用
182	茨城県 行方市	法非適用
183	茨城県 鉾田市	法非適用
184	茨城県 つくばみらい市	法非適用
185	茨城県 小美玉市	法非適用
186	茨城県 茨城町	法非適用
187	茨城県 城里町	法非適用
188	茨城県 阿見町	法非適用
189	茨城県 五霞町	法非適用
190	茨城県 境町	法非適用
191	栃木県 宇都宮市	法非適用
192	栃木県 足利市	法非適用
193	栃木県 栃木市	法適用
194	栃木県 佐野市	法非適用
195	栃木県 鹿沼市	法非適用
196	栃木県 小山市	法非適用
197	栃木県 大田原市	法非適用
198	栃木県 矢板市	法非適用
199	栃木県 那須塩原市	法非適用
200	栃木県 さくら市	法非適用
201	栃木県 那須烏山市	法非適用
202	栃木県 下野市	法非適用
203	栃木県 上三川町	法非適用
204	栃木県 益子町	法非適用
205	栃木県 市貝町	法非適用
206	栃木県 壬生町	法非適用
207	栃木県 野木町	法非適用
208	栃木県 高根沢町	法適用
209	栃木県 那珂川町	法非適用
210	群馬県 高崎市	法非適用
211	群馬県 桐生市	法非適用
212	群馬県 太田市	法適用
213	群馬県 沼田市	法非適用
214	群馬県 館林市	法非適用
215	群馬県 渋川市	法非適用
216	群馬県 みどり市	法非適用
217	群馬県 吉岡町	法非適用
218	群馬県 甘楽町	法非適用
219	群馬県 中之条町	法非適用
220	群馬県 長野原町	法非適用
221	群馬県 嬬恋町	法非適用
222	群馬県 東吾妻町	法非適用
223	群馬県 片品村	法非適用
224	群馬県 昭和村	法非適用
225	群馬県 みなかみ町	法非適用
226	埼玉県 秩父市	法非適用
227	埼玉県 加須市	法非適用
228	埼玉県 本庄市	法非適用
229	埼玉県 鴻巣市	法非適用
230	埼玉県 久喜市	法非適用
231	埼玉県 蓮田市	法非適用
232	埼玉県 日高市	法適用
233	埼玉県 白岡市	法非適用
234	埼玉県 毛呂山町	法非適用
235	埼玉県 滑川町	法非適用
236	埼玉県 小川町	法非適用
237	埼玉県 吉見町	法非適用
238	埼玉県 美里町	法非適用
239	埼玉県 寄居町	法非適用
240	千葉県 千葉市	法非適用

番号	都道府県・団体名称	業務名称
241	千葉県 茂原市	法非適用
242	千葉県 成田市	法非適用
243	千葉県 佐倉市	法非適用
244	千葉県 東金市	法非適用
245	千葉県 旭市	法非適用
246	千葉県 市原市	法非適用
247	千葉県 君津市	法非適用
248	千葉県 袖ヶ浦市	法非適用
249	千葉県 山武市	法非適用
250	千葉県 大網白里市	法非適用
251	千葉県 多古町	法非適用
252	千葉県 九十九里町	法非適用
253	千葉県 芝山町	法非適用
254	千葉県 横芝光町	法非適用
255	千葉県 一宮町	法非適用
256	千葉県 睦沢町	法非適用
257	千葉県 長柄町	法非適用
258	千葉県 長南町	法非適用
259	東京都 神津島村	法非適用
260	神奈川県 相模原市	法適用
261	新潟県 三条市	法非適用
262	新潟県 見附市	法適用
263	新潟県 糸魚川市	法適用
264	新潟県 妙高市	法適用
265	新潟県 南魚沼市	法非適用
266	新潟県 胎内市	法非適用
267	新潟県 田上町	法非適用
268	新潟県 阿賀町	法非適用
269	新潟県 出雲崎町	法非適用
270	新潟県 津南町	法非適用
271	新潟県 刈羽村	法非適用
272	新潟県 関川村	法非適用
273	富山県 魚津市	法非適用
274	富山県 氷見市	法非適用
275	富山県 滑川市	法適用
276	富山県 黒部市	法適用
277	富山県 小矢部市	法非適用
278	富山県 上市町	法非適用
279	富山県 立山町	法非適用
280	富山県 入善町	法非適用
281	石川県 七尾市	法適用
282	石川県 小松市	法適用
283	石川県 輪島市	法適用
284	石川県 加賀市	法適用
285	石川県 羽咋市	法適用
286	石川県 津幡町	法適用
287	石川県 志賀町	法非適用
288	石川県 中能登町	法非適用
289	石川県 能登町	法非適用
290	福井県 敦賀市	法適用
291	福井県 大野市	法非適用
292	福井県 勝山市	法非適用
293	福井県 鯖江市	法適用
294	福井県 あわら市	法適用
295	福井県 越前市	法非適用
296	福井県 坂井市	法適用
297	福井県 永平寺町	法非適用
298	福井県 池田町	法非適用
299	福井県 高浜町	法非適用
300	福井県 若狭町	法非適用

番号	都道府県・団体名称	業務名称
301	山梨県 甲府市	法非適用
302	山梨県 南アルプス市	法非適用
303	山梨県 北杜市	法非適用
304	山梨県 甲斐市	法非適用
305	山梨県 笛吹市	法非適用
306	山梨県 市川三郷町	法非適用
307	山梨県 早川町	法非適用
308	山梨県 身延町	法非適用
309	山梨県 富士川町	法非適用
310	山梨県 小菅村	法非適用
311	長野県 長野市	法適用
312	長野県 松本市	法非適用
313	長野県 上田市	法適用
314	長野県 飯田市	法適用
315	長野県 須坂市	法適用
316	長野県 小諸市	法適用
317	長野県 伊那市	法適用
318	長野県 中野市	法適用
319	長野県 大町市	法適用
320	長野県 飯山市	法非適用
321	長野県 塩尻市	法適用
322	長野県 佐久市	法適用
323	長野県 千曲市	法適用
324	長野県 安曇野市	法適用
325	長野県 川上村	法非適用
326	長野県 南牧村	法非適用
327	長野県 佐久穂町	法非適用
328	長野県 軽井沢町	法非適用
329	長野県 御代田町	法非適用
330	長野県 立科町	法非適用
331	長野県 富士見町	法適用
332	長野県 辰野町	法非適用
333	長野県 箕輪町	法適用
334	長野県 飯島町	法非適用
335	長野県 中川村	法非適用
336	長野県 松川町	法非適用
337	長野県 高森町	法非適用
338	長野県 阿南町	法非適用
339	長野県 阿智村	法非適用
340	長野県 平谷村	法非適用
341	長野県 根羽村	法非適用
342	長野県 売木村	法非適用
343	長野県 喬木村	法非適用
344	長野県 豊丘村	法非適用
345	長野県 南木曾町	法非適用
346	長野県 木祖村	法非適用
347	長野県 王滝村	法非適用
348	長野県 大桑村	法非適用
349	長野県 木曾町	法非適用
350	長野県 生坂村	法非適用
351	長野県 筑北村	法非適用
352	長野県 白馬村	法非適用
353	長野県 小谷村	法非適用
354	長野県 木島平村	法非適用
355	長野県 野沢温泉村	法非適用
356	長野県 信濃町	法非適用
357	長野県 飯綱町	法非適用
358	長野県 栄村	法非適用
359	岐阜県 大垣市	法非適用
360	岐阜県 高山市	法非適用

表 3-3 類似団体リスト 3/4

番号	都道府県・団体名称	業務名称
361	岐阜県 多治見市	法非適用
362	岐阜県 中津川市	法非適用
363	岐阜県 美濃市	法非適用
364	岐阜県 瑞浪市	法適用
365	岐阜県 恵那市	法非適用
366	岐阜県 美濃加茂市	法適用
367	岐阜県 可児市	法非適用
368	岐阜県 山県市	法非適用
369	岐阜県 瑞穂市	法非適用
370	岐阜県 飛騨市	法非適用
371	岐阜県 本巣市	法非適用
372	岐阜県 郡上市	法非適用
373	岐阜県 下呂市	法非適用
374	岐阜県 海津市	法非適用
375	岐阜県 養老町	法非適用
376	岐阜県 垂井町	法非適用
377	岐阜県 関ヶ原町	法非適用
378	岐阜県 揖斐川町	法非適用
379	岐阜県 池田町	法非適用
380	岐阜県 坂祝町	法非適用
381	岐阜県 富加町	法非適用
382	岐阜県 川辺町	法非適用
383	岐阜県 七宗町	法非適用
384	岐阜県 八百津町	法非適用
385	静岡県 静岡市	法非適用
386	静岡県 浜松市	法非適用
387	静岡県 富士宮市	法非適用
388	静岡県 磐田市	法非適用
389	静岡県 掛川市	法非適用
390	静岡県 藤枝市	法非適用
391	静岡県 袋井市	法非適用
392	静岡県 御前崎市	法非適用
393	静岡県 牧之原市	法非適用
394	静岡県 松崎町	法非適用
395	静岡県 函南町	法非適用
396	愛知県 豊橋市	法非適用
397	愛知県 岡崎市	法非適用
398	愛知県 豊川市	法非適用
399	愛知県 豊田市	法適用
400	愛知県 安城市	法非適用
401	愛知県 西尾市	法非適用
402	愛知県 大山市	法非適用
403	愛知県 稲沢市	法適用
404	愛知県 新城市	法適用
405	愛知県 大府市	法非適用
406	愛知県 知多市	法非適用
407	愛知県 日進市	法非適用
408	愛知県 愛西市	法非適用
409	愛知県 弥富市	法非適用
410	愛知県 大口町	法非適用
411	愛知県 飛島村	法非適用
412	愛知県 美浜町	法非適用
413	愛知県 武豊町	法非適用
414	愛知県 幸田町	法非適用
415	愛知県 設楽町	法非適用
416	愛知県 東栄町	法非適用
417	三重県 津市	法非適用
418	三重県 四日市市	法非適用
419	三重県 松阪市	法非適用
420	三重県 桑名市	法非適用

番号	都道府県・団体名称	業務名称
421	三重県 鈴鹿市	法適用
422	三重県 名張市	法非適用
423	三重県 亀山市	法非適用
424	三重県 いなべ市	法非適用
425	三重県 志摩市	法非適用
426	三重県 木曽岬町	法非適用
427	三重県 菟野町	法適用
428	三重県 多気町	法非適用
429	三重県 明和町	法非適用
430	三重県 玉城町	法非適用
431	三重県 南伊勢町	法非適用
432	滋賀県 彦根市	法非適用
433	滋賀県 近江八幡市	法適用
434	滋賀県 草津市	法適用
435	滋賀県 守山市	法非適用
436	滋賀県 栗東市	法非適用
437	滋賀県 野洲市	法適用
438	滋賀県 米原市	法適用
439	滋賀県 日野町	法非適用
440	滋賀県 竜王町	法適用
441	京都府 京都市	法非適用
442	京都府 舞鶴市	法適用
443	京都府 綾部市	法非適用
444	京都府 亀岡市	法非適用
445	京都府 京田辺市	法適用
446	京都府 京丹後市	法非適用
447	京都府 南丹市	法非適用
448	京都府 与謝野町	法非適用
449	大阪府 岸和田市	法適用
450	大阪府 能勢町	法非適用
451	兵庫県 相生市	法非適用
452	兵庫県 加古川市	法適用
453	兵庫県 赤穂市	法適用
454	兵庫県 西脇市	法適用
455	兵庫県 三木市	法適用
456	兵庫県 小野市	法適用
457	兵庫県 三田市	法適用
458	兵庫県 加西市	法適用
459	兵庫県 篠山市	法非適用
460	兵庫県 養父市	法適用
461	兵庫県 丹波市	法適用
462	兵庫県 南あわじ市	法適用
463	兵庫県 淡路市	法非適用
464	兵庫県 宍粟市	法非適用
465	兵庫県 加東市	法適用
466	兵庫県 多可町	法適用
467	兵庫県 稲美町	法非適用
468	兵庫県 市川町	法適用
469	兵庫県 福崎町	法適用
470	兵庫県 神河町	法適用
471	兵庫県 上郡町	法非適用
472	兵庫県 佐用町	法非適用
473	兵庫県 香美町	法適用
474	兵庫県 新温泉町	法適用
475	奈良県 天理市	法適用
476	奈良県 山添村	法非適用
477	奈良県 吉野町	法非適用
478	和歌山県 和歌山市	法非適用
479	和歌山県 橋本市	法非適用
480	和歌山県 御坊市	法非適用

番号	都道府県・団体名称	業務名称
481	和歌山県 田辺市	法非適用
482	和歌山県 紀の川市	法非適用
483	和歌山県 紀美野町	法非適用
484	和歌山県 九度山町	法非適用
485	和歌山県 高野町	法非適用
486	和歌山県 有田川町	法非適用
487	和歌山県 美浜町	法非適用
488	和歌山県 みなへ町	法非適用
489	和歌山県 日高川町	法非適用
490	和歌山県 白浜町	法非適用
491	和歌山県 上富田町	法非適用
492	鳥取県 米子市	法適用
493	鳥取県 倉吉市	法非適用
494	鳥取県 岩美町	法非適用
495	鳥取県 若桜町	法非適用
496	鳥取県 智頭町	法非適用
497	鳥取県 八頭町	法非適用
498	鳥取県 三朝町	法非適用
499	鳥取県 琴浦町	法非適用
500	鳥取県 北栄町	法非適用
501	鳥取県 南部町	法非適用
502	鳥取県 伯耆町	法非適用
503	鳥取県 日南町	法非適用
504	鳥取県 日野町	法非適用
505	鳥取県 江府町	法適用
506	島根県 浜田市	法非適用
507	島根県 益田市	法非適用
508	島根県 大田市	法非適用
509	島根県 安来市	法非適用
510	島根県 江津市	法非適用
511	島根県 奥出雲町	法非適用
512	島根県 飯南町	法非適用
513	島根県 川本町	法非適用
514	島根県 美郷町	法非適用
515	島根県 邑南町	法非適用
516	島根県 吉賀町	法非適用
517	島根県 隠岐の島町	法非適用
518	岡山県 岡山市	法適用
519	岡山県 倉敷市	法非適用
520	岡山県 津山市	法適用
521	岡山県 高梁市	法非適用
522	岡山県 新見市	法非適用
523	岡山県 備前市	法適用
524	岡山県 瀬戸内市	法適用
525	岡山県 赤磐市	法非適用
526	岡山県 真庭市	法適用
527	岡山県 美作市	法適用
528	岡山県 和気町	法非適用
529	岡山県 鏡野町	法適用
530	岡山県 勝央町	法適用
531	岡山県 西粟倉村	法非適用
532	岡山県 美咲町	法非適用
533	岡山県 吉備中央町	法非適用
534	広島県 広島市	法適用
535	広島県 呉市	法非適用
536	広島県 尾道市	法非適用
537	広島県 福山市	法非適用
538	広島県 三次市	法非適用
539	広島県 庄原市	法非適用
540	広島県 大竹市	法非適用

表 3-3 類似団体リスト 4/4

番号	都道府県・団体名称	業務名称
541	広島県 東広島市	法適用
542	広島県 江田島市	法適用
543	広島県 安芸太田町	法非適用
544	広島県 北広島町	法非適用
545	広島県 大崎上島町	法非適用
546	広島県 世羅町	法非適用
547	広島県 神石高原町	法非適用
548	山口県 下関市	法非適用
549	山口県 宇都市	法非適用
550	山口県 山口市	法適用
551	山口県 萩市	法適用
552	山口県 岩国市	法非適用
553	山口県 長門市	法適用
554	山口県 柳井市	法非適用
555	山口県 美祇市	法非適用
556	山口県 山陽小野田市	法非適用
557	山口県 周防大島町	法非適用
558	山口県 上関町	法非適用
559	山口県 阿武町	法非適用
560	徳島県 吉野川市	法非適用
561	徳島県 阿波市	法非適用
562	徳島県 美馬市	法非適用
563	徳島県 三好市	法非適用
564	徳島県 勝浦町	法非適用
565	徳島県 佐那河内村	法非適用
566	徳島県 那賀町	法非適用
567	徳島県 海陽町	法非適用
568	徳島県 松茂町	法非適用
569	徳島県 上板町	法非適用
570	香川県 高松市	法適用
571	香川県 丸亀市	法非適用
572	香川県 善通寺市	法非適用
573	香川県 観音寺市	法非適用
574	香川県 東かがわ市	法適用
575	香川県 三豊市	法非適用
576	香川県 土庄町	法非適用
577	香川県 三木町	法非適用
578	香川県 綾川町	法非適用
579	香川県 まんのう町	法非適用
580	愛媛県 大洲市	法非適用
581	愛媛県 伊予市	法非適用
582	愛媛県 西予市	法非適用
583	愛媛県 東温市	法非適用
584	愛媛県 上島町	法非適用
585	愛媛県 久万高原町	法非適用
586	愛媛県 砥部町	法非適用
587	愛媛県 鬼北町	法非適用
588	愛媛県 愛南町	法非適用
589	高知県 高知市	法非適用
590	高知県 安芸市	法非適用
591	高知県 南国市	法非適用
592	高知県 土佐市	法非適用
593	高知県 宿毛市	法非適用
594	高知県 四万十市	法非適用
595	高知県 香南市	法非適用
596	高知県 土佐町	法非適用
597	高知県 いの町	法非適用
598	高知県 仁淀川町	法非適用
599	高知県 中土佐町	法非適用
600	高知県 佐川町	法非適用

番号	都道府県・団体名称	業務名称
601	高知県 梼原町	法非適用
602	高知県 四万十町	法非適用
603	高知県 三原村	法非適用
604	高知県 黒潮町	法非適用
605	福岡県 福岡市	法非適用
606	福岡県 久留米市	法非適用
607	福岡県 直方市	法非適用
608	福岡県 飯塚市	法非適用
609	福岡県 八女市	法非適用
610	福岡県 筑紫野市	法非適用
611	福岡県 うきは市	法非適用
612	福岡県 朝倉市	法適用
613	福岡県 みやま市	法非適用
614	福岡県 糸島市	法適用
615	福岡県 須恵町	法非適用
616	福岡県 岡垣町	法適用
617	福岡県 遠賀町	法非適用
618	福岡県 小竹町	法非適用
619	福岡県 筑前町	法適用
620	福岡県 大刀洗町	法非適用
621	福岡県 みやこ町	法適用
622	福岡県 上毛町	法非適用
623	福岡県 築上町	法適用
624	佐賀県 佐賀市	法適用
625	佐賀県 唐津市	法非適用
626	佐賀県 鳥栖市	法非適用
627	佐賀県 伊万里市	法非適用
628	佐賀県 武雄市	法適用
629	佐賀県 小城市	法非適用
630	佐賀県 嬉野市	法非適用
631	佐賀県 神埼市	法非適用
632	佐賀県 吉野ヶ里町	法非適用
633	佐賀県 上峰町	法非適用
634	佐賀県 みやき町	法非適用
635	佐賀県 有田町	法適用
636	佐賀県 江北町	法非適用
637	佐賀県 白石町	法非適用
638	長崎県 長崎市	法非適用
639	長崎県 諫早市	法適用
640	長崎県 大村市	法適用
641	長崎県 平戸市	法非適用
642	長崎県 西海市	法非適用
643	長崎県 雲仙市	法非適用
644	長崎県 南島原市	法非適用
645	長崎県 東彼杵町	法非適用
646	長崎県 小値賀町	法非適用
647	長崎県 佐々町	法非適用
648	熊本県 熊本市	法非適用
649	熊本県 八代市	法非適用
650	熊本県 玉名市	法適用
651	熊本県 山鹿市	法非適用
652	熊本県 宇城市	法適用
653	熊本県 天草市	法適用
654	熊本県 合志市	法適用
655	熊本県 菊陽町	法適用
656	熊本県 南小国町	法非適用
657	熊本県 小国町	法非適用
658	熊本県 益城町	法非適用
659	熊本県 芦北町	法非適用
660	熊本県 水上村	法非適用

番号	都道府県・団体名称	業務名称
661	熊本県 相良村	法非適用
662	熊本県 五木村	法非適用
663	熊本県 山江村	法非適用
664	熊本県 苓北町	法非適用
665	大分県 大分市	法非適用
666	大分県 中津市	法非適用
667	大分県 臼杵市	法非適用
668	大分県 竹田市	法非適用
669	大分県 杵築市	法非適用
670	大分県 宇佐市	法非適用
671	大分県 豊後大野市	法非適用
672	大分県 由布市	法非適用
673	大分県 国東市	法非適用
674	大分県 日出町	法非適用
675	宮崎県 日南市	法非適用
676	宮崎県 小林市	法非適用
677	宮崎県 日向市	法非適用
678	宮崎県 串間市	法非適用
679	宮崎県 西都市	法非適用
680	宮崎県 三股町	法非適用
681	宮崎県 高原町	法非適用
682	宮崎県 綾町	法非適用
683	宮崎県 日之影町	法非適用
684	鹿児島県 鹿屋市	法非適用
685	鹿児島県 出水市	法非適用
686	鹿児島県 薩摩川内市	法非適用
687	鹿児島県 日置市	法非適用
688	鹿児島県 南さつま市	法非適用
689	鹿児島県 志布志市	法非適用
690	鹿児島県 奄美市	法非適用
691	鹿児島県 南九州市	法非適用
692	鹿児島県 伊佐市	法非適用
693	鹿児島県 始良市	法非適用
694	鹿児島県 さつま町	法非適用
695	鹿児島県 長島町	法非適用
696	鹿児島県 錦江町	法非適用
697	鹿児島県 南大隅町	法非適用
698	鹿児島県 屋久島町	法非適用
699	鹿児島県 宇検村	法非適用
700	鹿児島県 瀬戸内町	法非適用
701	鹿児島県 喜界町	法非適用
702	鹿児島県 徳之島町	法非適用
703	鹿児島県 和泊町	法非適用
704	鹿児島県 知名町	法非適用
705	鹿児島県 与論町	法非適用
706	沖縄県 豊見城市	法非適用
707	沖縄県 うるま市	法非適用
708	沖縄県 宮古島市	法非適用
709	沖縄県 南城市	法非適用
710	沖縄県 宜野座村	法非適用
711	沖縄県 南風原町	法非適用
712	沖縄県 粟国村	法非適用
713	沖縄県 渡名喜村	法非適用
714	沖縄県 南大東村	法非適用
715	沖縄県 伊平屋村	法非適用
716	沖縄県 久米島町	法非適用
717	沖縄県 竹富町	法非適用

3.4 分析結果

3.4.1 財務分析（収益性・健全性）の視点

『財務（収益性・健全性）』の視点でみた財務分析結果を、表3-4～表3-7及び図3-1で示します。また、現状のまとめと課題は以下のとおりです。

【現状のまとめと課題（財務（収益性・健全性）の視点）】

- ◆ 使用料単価が全国類似団体よりも低単価となっていることに加えて、経費回収率が100%に達していない年度もある状況です。
- ◆ 汚水処理原価及び経費回収率は、全国類似団体の上位に位置し、県内で最上位にあります。

表3-4 使用料単価

(1) 使用料単価

上段：平均値 下段：ランク

単位：円/m ³ 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	148.6	150.2	151.1	158.3	152.2	162.3 421/717	155.1 16/28	146.8 2/4
指標の説明	有収水量1m ³ 当たりの使用料単価を示し、使用料の水準を示す指標です。							
算出式	使用料収入 ÷ 有収水量							
コメント	類似団体平均値よりも低水準で推移しています。							

表3-5 汚水処理原価

(2) 汚水処理原価

上段：平均値 下段：ランク

単位：円/m ³ 見方：↓	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	199.1	122.1	156.1	194.4	125.9	317.1 16/717	273.0 1/28	259.0 1/4
指標の説明	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。							
算出式	汚水処理費 ÷ 有収水量							
コメント	類似団体平均値よりも低い数値で推移しているため、効率的な経営が行われていると考えられます。							

表 3-6 経費回収率

(3) 経費回収率

上段：平均値 下段：ランク

単位：％ 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	74.1	122.3	96.3	81.0	101.4	60.6	56.4	58.6
						20/717	1/28	1/4
指標の説明	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能になります。							
算出式	使用料÷汚水処理費×100							
コメント	使用料で経費を賄えている年もありますが、不足年においては一般会計から繰入を行っています。類似団体との比較においては、高い回収率に位置しています。							

表 3-7 収益的収支比率

(4) 収益的収支比率

上段：平均値 下段：ランク

単位：％ 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	105.1	114.3	104.8	97.3	98.3	69.9	85.7	90.9
						173/717	8/28	2/4
指標の説明	料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。							
算出式	総収益÷（総費用＋地方債償還金）×100							
コメント	類似団体平均値よりも高い比率ですが、漸減しているため使用料収入の確保に努める必要があります。							

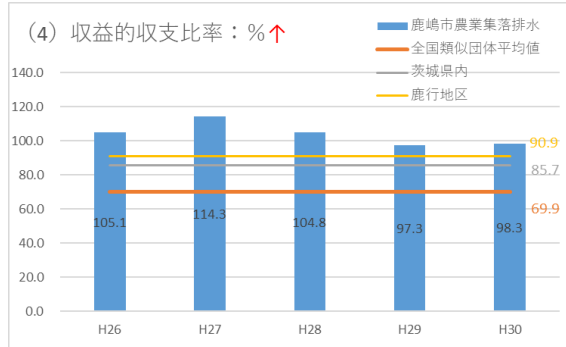
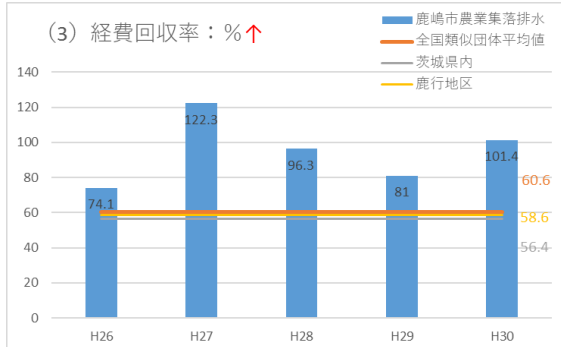
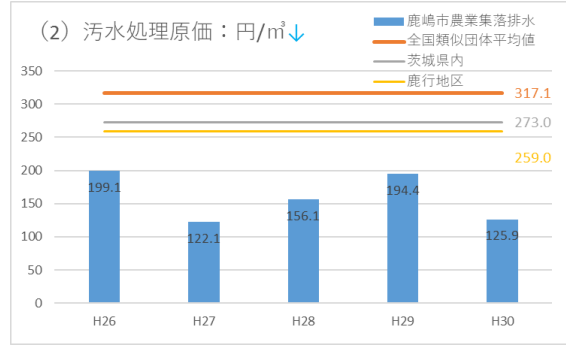
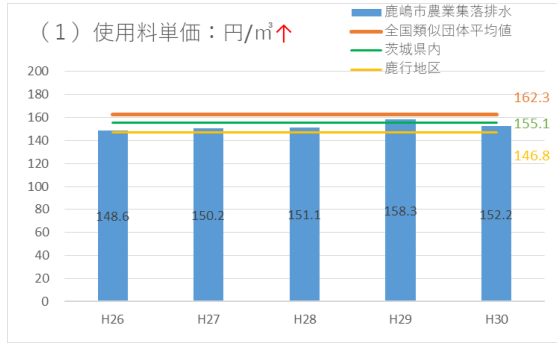


図 3-1 財務分析結果

3.4.2 組織の効率性の視点

『組織の効率性』の視点でみた内部経営環境の分析結果を表3-8～表3-11及び図3-2に示します。また、現状のまとめと課題は以下のとおりです。

【現状のまとめと課題（組織の効率性の視点）】

- ◆ 建設改良費は、建設改良工事を行っていないため算出しておりません。維持管理費は、類似団体よりやや低くなっています。今後は、管理運営（改築更新）の必要があることから、効率的な業務執行体制を確保することが必要です。

表3-8 資本勘定職員1人当たり建設改良費

(1) 資本勘定職員1人当たり建設改良費

上段：平均値 下段：ランク

単位：百万円/人 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
	農集排	0	0	0	0	0	59 -/717	62 -/28
指標の説明	資本勘定職員（工事関係等に従事する職員）1人当たりの建設改良費であり、資本勘定所属職員1人当たりの生産性について、建設改良費を基準として把握するための指標です。							
算出式	建設改良費÷資本勘定職員数							
コメント	本市においては処理施設の建設及び改良を行っていないことから、算出不能です。							

表3-9 損益勘定職員1人当たり維持管理費

(2) 損益勘定職員1人当たり維持管理費

上段：平均値 下段：ランク

単位：百万円/人 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
	農集排	11.0	17.6	8.9	10.2	8.5	56 414/717	63 22/28
指標の説明	損益勘定職員（管理、財務関係等に従事する職員）1人当たりの維持管理費であり、損益勘定所属職員1人当たりの生産性について、維持管理費を基準として把握するための指標です。							
算出式	維持管理費÷損益勘定職員数							
コメント	類似団体との比較において、低い水準となっています。今後組織のスリム化や事務の効率化を進める必要があります。							

表 3-10 損益勘定職員 1 人当たり年間有収水量

(3) 損益勘定職員1人当たり年間有収水量

上段：平均値 下段：ランク

単位：m ³ /人 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	43,897.7	43,630.7	43,620.0	42,034.0	43,677.6	229,567.6 387/717	228,076.2 21/28	63,988.5 4/4
指標の説明	損益勘定職員1人当たりの年間有収水量であり、損益勘定所属職員1人当たりの生産性について、有収水量を基準として把握するための指標です。							
算出式	有収水量 ÷ 損益勘定職員数							
コメント	(2)と同様に類似団体との比較において、低い水準となっています。今後は接続率の向上や、経営の効率化の取組を進める必要があります。							

表 3-11 職員 1 人当たり処理区域内人口

(4) 職員1人当たり処理区域内人口

上段：平均値 下段：ランク

単位：人/人 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	360	625	716	698	632	2,627 394/717	2,413 24/28	806 4/4
指標の説明	農林水産課職員1人当たりの処理区域内人口であり、農林水産課所属職員1人当たりの整備規模について、処理区域内人口を基準として把握するための指標です。							
算出式	処理区域内人口 ÷ 職員数（損益勘定職員数 + 資本勘定職員数）							
コメント	(3)と同様に類似団体との比較において、低い水準となっています。今後は組織のスリム化や事務の効率化を進める必要があります。							

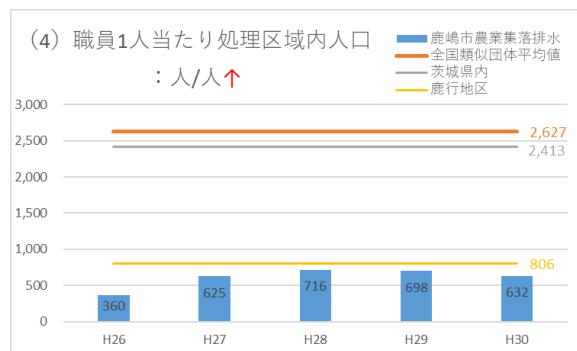
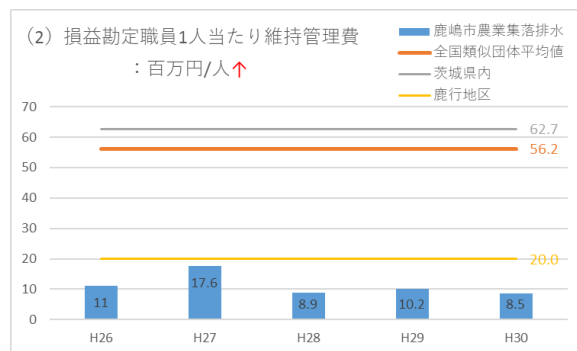
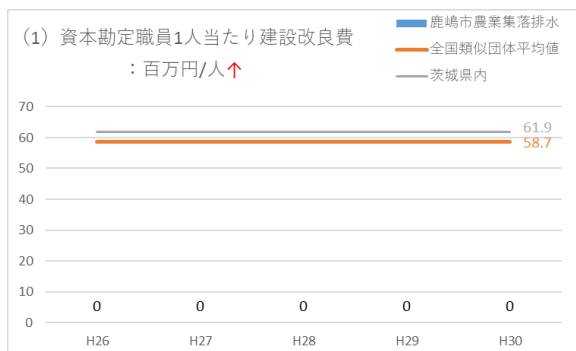


図 3-2 内部経営環境の分析結果

3.4.3 事業・施設の効率性の視点

『事業・施設の効率性』の視点でみた外的経営環境の分析結果を表3-12～表3-16及び図3-3に示しています。また、現状のまとめと課題は以下のとおりです。

【現状のまとめと課題（事業・施設の効率性の視点）】

- ◆ 水洗化率は類似団体の中位にあります。今後も施設利用率向上や使用料収入の増収の観点からも、水洗化促進を進める必要があります。

表3-12 普及率

(1) 計画人口普及率

上段：平均値 下段：ランク

単位：％ 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	59.8	59.3	68.0	66.2	60.0	59.8 487/717	59.1 22/28	59.1 3/4
指標の説明	全体計画人口に対する整備済み処理人口の割合であり、下水道整備の進捗状況を示す指標。普及率が低い場合、現状の施設規模が過大となっているため、下水道整備促進が必要となります。							
算出式	処理区域内人口÷全体計画人口×100							
コメント	人口減少等の要因により当初の計画人口に対して現在の人口が少ない状況です。							

表3-13 水洗化率

(2) 水洗化率

上段：平均値 下段：ランク

単位：％ 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	80.4	81.8	85.1	89.1	89.1	85.9 332/717	83.3 10/28	73.2 1/4
指標の説明	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。							
算出式	水洗化人口÷処理区域内人口×100							
コメント	80%で伸び悩んでいる状況であり、未接続世帯の特定や接続促進の取組を実施する必要があります。							

表 3-14 処理人口 1 人当たり維持管理費

(3) 処理人口1人当たり維持管理費

上段：平均値 下段：ランク

単位：円/人 見方：↓	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	17,505	28,177	12,428	14,673	13,508	25,581 98/717	22,760 1/28	24,446 1/4
指標の説明	整備人口1人当たりの維持管理費用であり、現状の施設規模効率を示す指標。高価となっている場合、現状の施設規模が過大であることを示しているため下水道整備促進が必要となります。							
算出式	維持管理費÷処理区域内人口							
コメント	類似団体との比較において平均を大きく下回っているため、効率的な維持管理が実施されていると考えられます。							

表 3-15 施設利用率

(4) 施設利用率

上段：平均値 下段：ランク

単位：% 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	46.3	49.6	49.6	40.8	50.8	51.7 341/717	49.4 11/28	50.2 2/4
指標の説明	終末処理場の施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。							
算出式	晴天時日平均処理水量÷晴天時処理能力×100							
コメント	平均値と同程度の利用率ですが、現在は50%であるため農業集落排水接続の更なる促進をする必要があります。							

表 3-16 有収率

(5) 有収率

上段：平均値 下段：ランク

単位：% 見方：↑	H26	H27	H28	H29	H30	全国 類似団体	茨城県内	鹿行地区
農集排	99.3	99.4	99.5	99.5	83.9	93.4 600/717	90.8 22/28	87.6 3/4
指標の説明	処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す指標です。有収率が高いほど使用料徴収の対象にできない不明水が少なく、効率的であるということです。							
算出式	有収水量÷汚水処理水量×100							
コメント	概ね類似団体平均値を上回る数値です。H30については降水量が多かったことから低下したと考えられます。							

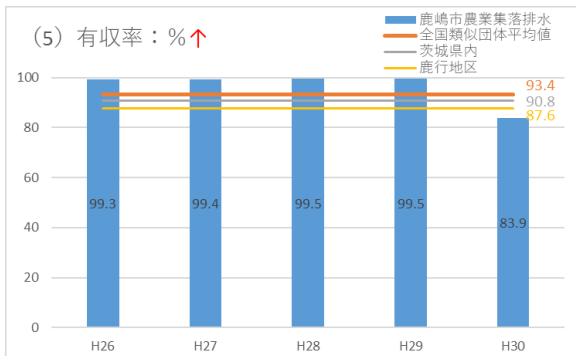
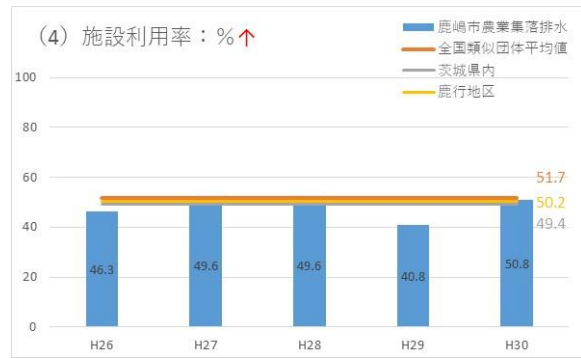
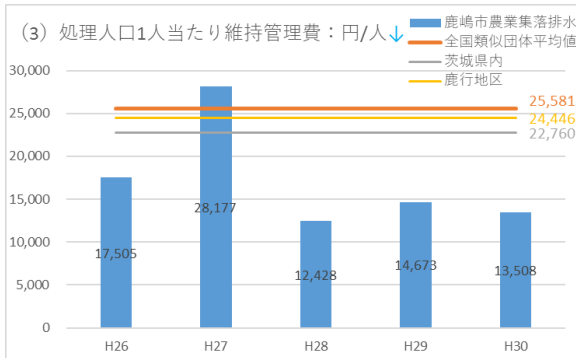
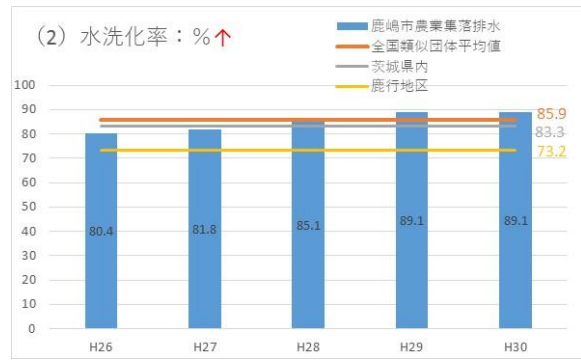
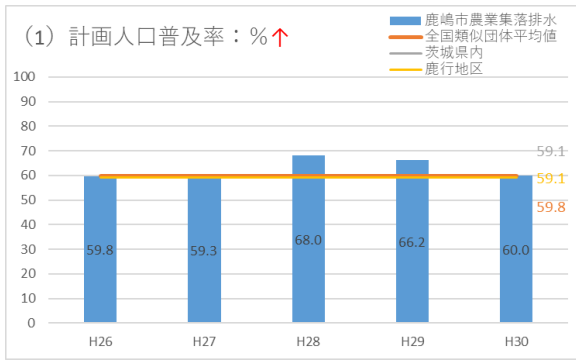


図 3-3 外部経営環境の分析結果

3.4.4 分析結果のまとめ

財務分析結果をまとめると、表 3-17 及び表 3-18 のとおりです。

表 3-17 財務分析結果のまとめ（全国・県内類似団体）

分類（視点）	経営指標	単位	計算式	見方	全国類似団体				茨城県内			
					平均	最大	最小	ランク	平均	最大	最小	ランク
財務（収益性・健全性）	(1) 使用料単価	円/m ³	使用料収入 ÷ 有収水量	↑	161.8	644.3	39.4	421	155.1	214.5	110.4	16
	●(2) 汚水処理原価円	円/m ³	汚水処理費 ÷ 有収水量	↓	304.8	7,677.3	50.8	1	273.0	600.7	125.9	1
	●(3) 経費回収率	%	使用料 ÷ 汚水処理費 × 100	↑	61.4	319.6	5.8	20.0	56.4	101.4	21.1	1
	●(4) 収益的収支比率	%	総収益 ÷ (総費用 + 地方債償還金) × 100	↑	67.9	159.3	3.0	173	85.7	102.4	47.6	8
組織の効率性	(1) 資本勘定職員1人当たり建設改良費	百万円/人	建設改良費 ÷ 資本勘定職員数	↑	59	319	0	-	62	319	1	-
	(2) 損益勘定職員1人当たり維持管理費	百万円/人	維持管理費 ÷ 損益勘定職員数	↑	56	319	4	414	63	149	9	22
	(3) 損益勘定職員1人当たり年間有収水量	m ³ /人	有収水量 ÷ 損益勘定職員数	↑	229,567.6	1,092,276.0	7,752.0	387	228,076.2	520,025.0	25,457.0	21
	(4) 職員1人当たり処理区域内人口	人/人	処理区域内人口 ÷ 職員数 (損益勘定職員数 + 資本勘定職員数)	↑	2,631	16,650	72	394	2,413	7,264	435	24
事業・施設の効率性	(1) 計画人口普及率	%	処理区域内人口 ÷ 全体計画人口 × 100	↑	59.2	155.4	2.6	487	59.1	81.9	11.8	22
	●(2) 水洗化率	%	水洗化人口 ÷ 処理区域内人口 × 100	↑	86.8	100	28.9	332	83.3	96.6	56.8	10
	(3) 処理人口1人当たり維持管理費	円/人	維持管理費 ÷ 処理区域内人口	↓	25,459	635,325	2,965	98	22,760	40,749	13,509	1
	●(4) 施設利用率	%	晴天時日平均処理水量 ÷ 晴天時処理能力 × 100	↑	52.1	152.4	5.6	341	49.4	72.9	29.5	11
	(5) 有収率	%	有収水量 ÷ 汚水処理水量 × 100	↑	95.1	191.7	20.5	600	90.8	100.0	70.5	22

表 3-18 財務分析結果のまとめ（鹿行地区・鹿嶋市）

分類（視点）	経営指標	単位	計算式	見方	鹿行地区				鹿嶋市				
					平均	最大	最小	ランク	H26	H27	H28	H29	H30
財務（収益性・健全性）	(1) 使用料単価	円/m ³	使用料収入 ÷ 有収水量	↑	146.8	191.7	110.4	2	148.6	150.2	151.1	158.3	152.2
	●(2) 汚水処理原価円	円/m ³	汚水処理費 ÷ 有収水量	↓	259.0	413.3	125.9	1	199.1	122.1	156.1	194.4	125.9
	●(3) 経費回収率	%	使用料 ÷ 汚水処理費 × 100	↑	58.6	101.4	32.2	1	74.1	122.3	96.3	81.0	101.4
	●(4) 収益的収支比率	%	総収益 ÷ (総費用 + 地方債償還金) × 100	↑	90.9	99.3	73.2	2	105.1	114.3	104.8	97.3	98.3
組織の効率性	(1) 資本勘定職員1人当たり建設改良費	百万円/人	建設改良費 ÷ 資本勘定職員数	↑	-	0	0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(2) 損益勘定職員1人当たり維持管理費	百万円/人	維持管理費 ÷ 損益勘定職員数	↑	20	26	9	4	11.0	17.6	8.9	10.2	8.5
	(3) 損益勘定職員1人当たり年間有収水量	m ³ /人	有収水量 ÷ 損益勘定職員数	↑	63,988.5	89,763.0	43,677.7	4	43,898	43,631	43,620	42,034	43,678
	(4) 職員1人当たり処理区域内人口	人/人	処理区域内人口 ÷ 職員数 (損益勘定職員数 + 資本勘定職員数)	↑	805.8	1,096.5	631.7	4	360	625	716	698	632
事業・施設の効率性	(1) 計画人口普及率	%	処理区域内人口 ÷ 全体計画人口 × 100	↑	59.1	69.7	52.5	3	59.8	59.3	68.0	66.2	60.0
	●(2) 水洗化率	%	水洗化人口 ÷ 処理区域内人口 × 100	↑	73.2	89.2	56.8	1	80.4	81.8	85.1	89.1	89.1
	(3) 処理人口1人当たり維持管理費	円/人	維持管理費 ÷ 処理区域内人口	↓	24,446	30,340	13,509	1	17,505	28,177	12,428	14,673	13,508
	●(4) 施設利用率	%	晴天時日平均処理水量 ÷ 晴天時処理能力 × 100	↑	50.2	58.2	41.9	2	46.3	49.6	49.6	40.8	50.8
	(5) 有収率	%	有収水量 ÷ 汚水処理水量 × 100	↑	87.6	100.0	80.9	3	99.3	99.4	99.5	99.5	83.9

注1 ●印を付与した指標は、総務省経営戦略策定ガイドラインで、経営指標（例）に示されている指標

注2 見方欄の「↑」は数値が大きい方がよいことを、「↓」は数値が小さい方がよいことを示す。

注3 企業債残高対事業規模比率の類似団体最大値、最小値、ランクは地方公営企業年鑑による算出が不可能であるため、「-」としています。

注4 委託費率の類似団体平均値、最大値、最小値、ランクは算出が不可能であるため、「-」としています。

第4章 経営の基本方針と実施方針

4.1 基本方針

本市の農業集落排水事業は、農村地域での生活衛生の向上を図るため3地区に整備してきましたが、人口減少や節水機器の普及などによる使用料収入の減少、今後は老朽化した施設の更新費用の増額が懸念されるなど、厳しい経営状況を迎えています。

このような中、今後も市民サービスを継続して提供するために、企業性と広域性を両立した持続的・安定的な経営を目指すことを経営の基本方針とします。

4.2 実施方針

経営の基本方針を踏まえ、以下の4つの取り組みを実施方針として運営していきます。

(1) 水洗化率の向上

水洗化率の向上に努め、使用料の増収を図ります。

(2) 経営の効率化

コスト削減に向けて、経営（ひと・もの・お金）の効率化を図ります。

(3) 財務の健全化

持続的・安定的に事業を運営するため、財務の健全化を図ります。

(4) 適正な事業運営

投資効果を考慮した、施設整備（更新）に取り組めます。

第5章 経営の効率化・健全化に向けた具体的な取り組み

5.1 効率化・健全化に関する事項

(1) 収益性・健全性

- ① 水洗化率向上のため、広報活動の充実や戸別訪問に取り組みます。また、処理水量が減少している中村地区の新規接続を検討します。
- ② 事業費を平準化させるため、年度毎の偏りがないように事業計画を遂行します。
- ③ 更なる経営基盤の強化を図るため、公営企業会計を導入します。
- ④ 使用料については、本戦略見直しに併せて検討を行います。

(2) 組織の効率性

- ① 事務作業の見直し等を図るとともに、事務の効率化と市民サービスの向上を図るため、公営企業会計の導入に合わせて、公共下水道事業と農業集落排水事業の事務統合を検討します。

(3) 事業・施設の効率性

- ① 施設利用率向上のために、接続促進事業に取り組みます。
- ② 改築更新費を抑制するため、施設の延命化や施設統廃合の可能性を検討します。
- ③ 維持管理費の削減のため、費用対効果を考慮したより効率的な設備の整備を進めます。

5.2 広域化に関する事項

鹿嶋市広域化・共同化計画（令和2年）に基づき、公共下水道事業と農業集落排水事業（大船津地区及び爪木地区）の統合を検討し、事業の効率化を図ります。

5.3 民間活力の活用に関する事項

3地区共通の維持管理業務を一括発注することで、事務負担の軽減やスケールメリットによる管理経費縮小の検討を図ります。

第6章 投資・財政計画の策定

令和3年度から令和52年度における50年間の投資試算を行い、収支均衡が図られることに注視し、投資・財政計画を策定します。このうち、令和3年度から令和12年度の10年間を経営戦略としてまとめます。

6.1 投資試算

投資試算として、収益的支出及び資本的支出の試算条件を以下のとおり示します。

6.1.1 収益的支出

(1) 営業費用

①維持管理費 その他に算出した維持管理費は、令和元年度維持管理費をベースに、資本的収支にならない施設修繕費等を加味して算出しました。

②職員給与費 職員給与費は、現状では他業務を兼務するため算出しておりません。令和5年度の法適用に併せて整理するものです。

(2) 営業外費用

①地方債償還費 過年度起債の償還は、償還計画に基づき算出しました。また、法適用のため（利子）の固定資産調査・評価業務委託事業費用を、年利2.5%、償還期間10年（据え置き1年）、半年賦元利金等償還方式としました。

6.1.2 資本的支出

(1) 地方債償還費（元金）

地方債償還金（利子）と同様の考え方です。

6.2 財源試算

6.2.1 収益的収入

(1) 営業収益

①使用料収入 平成30年度から令和元年度の2ヶ年における使用料をベースに算出しました。

(2) 営業外収益

①他会計繰入金 収益的収支が均衡（収支ゼロ）するように他会計繰入金を充当しました。

6.2.2 資本的収入

(1) 地方債

建設改良費（機能強化事業）に対する新規地方債は、県補助金を除く事業費を充当しました。（事業費×50%）

(2) 国（都道府県）

①料金収入 補助金 国（都道府県）補助金は、建設改良費の50%として算出しました。

6.3 投資・財政計画

(1) 投資試算の考え方

- 大船津地区及び爪木地区は、鹿嶋市広域化・共同化計画の具体的な効果を分析した上で、公共下水道事業との統合を検討します。また、中村地区は人口減少等による処理水量の減少を踏まえて事業の見直しを含めた検討を行います。

【鹿嶋市広域化・共同化計画】とは

汚水事業の上位計画である生活排水ベストプランを構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部に位置付けられた計画

(2) 財源試算の考え方

- 安定的な経営を図るため、水洗化率の向上（中村地区の新規接続の検討を含む）を推進し、使用料収入の維持確保に努めます。また、自主財源確保のため、使用料の見直しについて検討します。
- 経営の効率化を推進し、健全な農業集落排水事業経営を目指します。
- 自主財源（使用料等）及び基準内繰入金で汚水処理費が賄えるよう努めます。

以上の考え方を踏まえ、「投資・財政計画」を策定した結果、本市の農業集落排水事業は「農業集落排水使用料等の自主財源」と基準外を含めた「他会計繰入金」で汚水処理費が賄える投資・財政計画となっています。

今回の経営戦略における「投資・財政計画」は、過去5か年間（平成28年度から令和2年度まで）の事業量や近年の償還状況など、これまでの実績値をもとに試算しています。この結果、今後の事業経営においては既存設備の財源確保に要した地方債償還金及び利息払いが令和5年度にピークを迎えることで、他会計繰入金（一般会計繰入金）の負担率が増加しています。その後、他会計繰入金は減少するものの、持続的・安定的な経営運営を図るため、更なる経営の効率化と健全化を推進します。

また、今後は処理施設の更新を控えており、老朽化した管渠の改修にも多額の費用を要することが見込まれています。このため、建設改良費に要する財源については、国庫補助金・地方債・一般会計からの繰入金等の資金を確実に調達し、資金不足が発生することのないよう、事業の効率化と計画的な資金管理が必要となります。

投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円、％）

区 分		年 度												
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	58,925	66,164	80,190	72,762	75,982	77,052	71,531	70,659	67,915	64,143	59,149	57,245	52,697
	(1) 営 業 収 益 (B)	19,946	20,624	20,308	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	ア 料 金 収 入	19,946	20,624	20,308	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益	38,979	45,540	59,882	52,762	55,982	57,052	51,531	50,659	47,915	44,143	39,149	37,245	32,697
	ア 他 会 計 繰 入 金	38,523	39,414	41,216	52,041	55,961	57,031	51,510	50,638	47,894	44,122	39,128	37,224	32,676
	イ そ の 他	456	6,126	18,666	721	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	2 総 費 用 (D)	34,814	43,046	55,110	44,851	47,465	46,537	41,311	40,699	40,142	39,706	39,268	38,890	38,563
	(1) 営 業 費 用	27,327	36,141	48,785	39,119	42,311	42,000	37,400	37,400	37,400	37,400	37,400	37,400	37,400
	ア 職 員 給 与 費													
	うち退職手当													
イ そ の 他	27,327	36,141	48,785	39,119	42,311	42,000	37,400	37,400	37,400	37,400	37,400	37,400	37,400	
(2) 営 業 外 費 用	7,487	6,905	6,325	5,732	5,154	4,537	3,911	3,299	2,742	2,306	1,868	1,490	1,163	
ア 支 払 利 息	7,487	6,905	6,325	5,732	5,154	4,537	3,911	3,299	2,742	2,306	1,868	1,490	1,163	
うち一時借入金														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	24,111	23,118	25,080	27,911	28,517	30,515	30,220	29,960	27,773	24,437	19,881	18,355	14,134	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	280	280	560	280	280	280	280	12,547	35,731	280	280	280	280
	(1) 地 方 債								6,100	17,700				
	うち資本費平準化債													
	(2) 他 会 計 補 助 金													
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国（都道府県）補助金								6,133	17,725				
	(6) 工 事 負 担 金	280	280	560	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
	(7) そ の 他								34	26				
	2 資 本 的 支 出 (G)	26,860	27,018	27,598	28,191	28,797	30,795	30,500	42,507	63,504	24,717	20,161	18,635	14,414
	(1) 建 設 改 良 費								12,267	35,451				
	うち職員給与費													
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	26,860	27,018	27,598	28,191	28,797	30,795	30,500	30,240	28,053	24,717	20,161	18,635	14,414	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 26,580	△ 26,738	△ 27,038	△ 27,911	△ 28,517	△ 30,515	△ 30,220	△ 29,960	△ 27,773	△ 24,437	△ 19,881	△ 18,355	△ 14,134	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 2,469	△ 3,620	△ 1,958	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

積立金 (K)														
前年度からの繰越金 (L)	11,986	9,518	5,898											
前年度繰上充用金 (M)														
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	9,517	5,898	3,940											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)														
実質収支黒字 (P)	9,517	5,898	3,940											
(N)-(O) 赤字 (Q)														
赤字比率 $\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100\right)$														
収益的収支比率 $\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100\right)$	96%	94%	97%											
地方財政法施行令第16条第1項により算定した (R) 資金の不足額														
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	19,946	20,624	20,308											
地方財政法による (R)/(S) × 100 資金不足の比率														
健全化法施行令第16条により 算定した資金の不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に 規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により 算定した事業の規模 (V)														
健全化法第22条により算 定した資金不足比率 ((T)/(V) × 100)														
他会計借入金残高 (W)														
地方債残高 (X)	419,692	385,361	351,438	339,901	296,950	261,543	226,211	198,447	184,167	153,288	126,229	104,200	83,845	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収益的収支分	38,523	39,414	41,216	52,041	55,961	57,031	51,510	50,638	47,894	44,122	39,128	37,224	32,676
うち基準内繰入金	38,098	37,671	37,625	37,623	37,651	39,032	38,111	37,239	34,495	30,723	25,729	23,825	19,277
うち基準外繰入金	425	1,743	3,591	14,418	18,310	17,999	13,399	13,399	13,399	13,399	13,399	13,399	13,399
資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計	38,523	39,414	41,216	52,041	55,961	57,031	51,510	50,638	47,894	44,122	39,128	37,224	32,676

資料

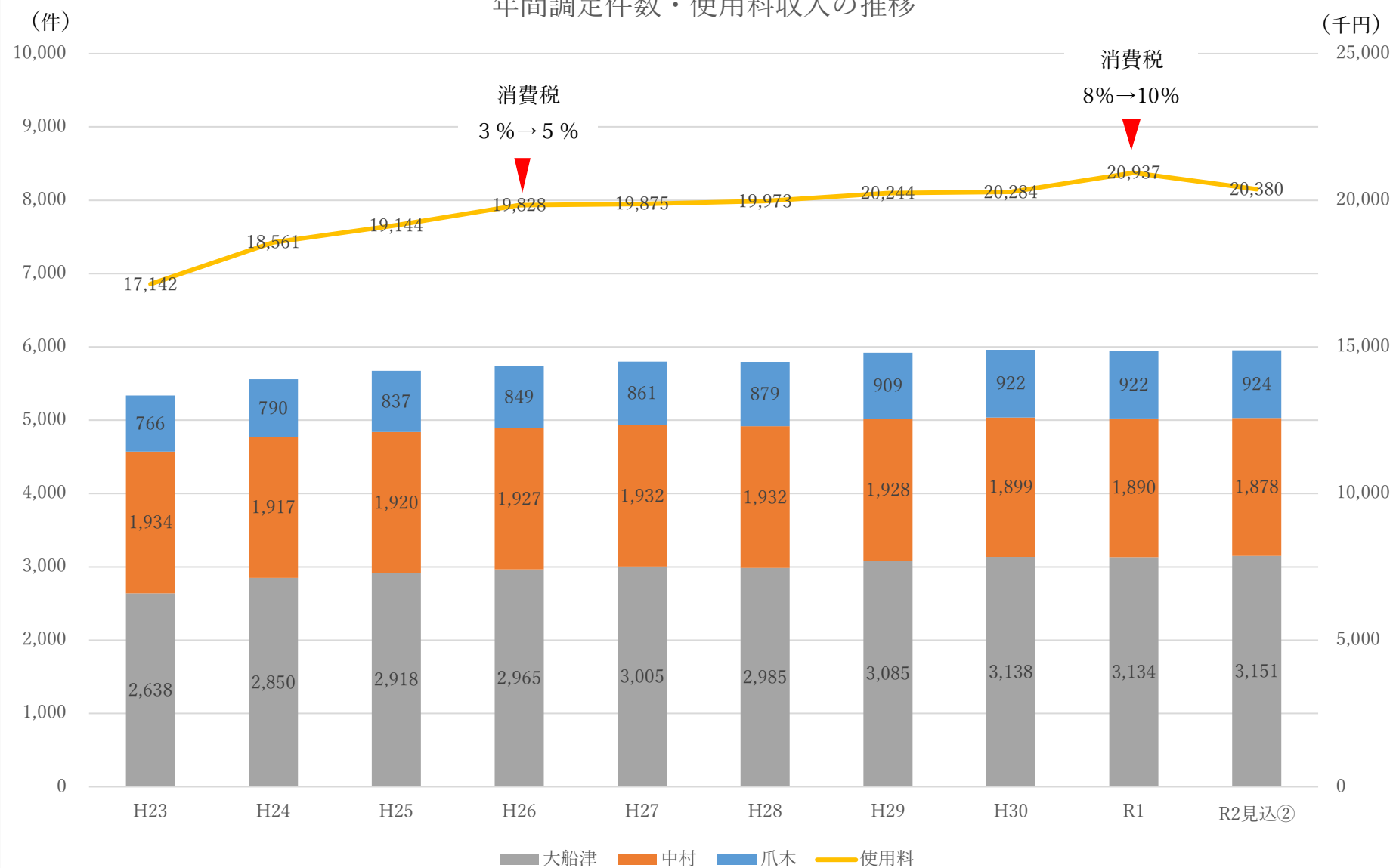
茨城県内農業集落排水事業 市町村別接続状況

(単位 人, %)

事務所名	市町村名	R1年度末		R2年度末			
		接続率 ①	未接続戸数 ②	整備区域内 定住人口 ③	接続人口		接続戸数 ⑤
					④	接続率 ④/③	
県北	常陸太田市	89.1	241	5,626	5,060	89.9	1,972
	常陸大宮市	80.0	561	7,566	6,131	81.0	2,022
	那珂市	91.8	232	6,834	6,497	95.1	2,024
		86.6	1,034	20,026	17,688	88.3	6,018
県央	水戸市	88.8	475	10,141	9,312	91.8	3,154
	笠間市	82.5	437	6,542	5,637	86.2	1,673
	ひたちなか市	95.4	10	802	768	95.8	260
	小美玉市	71.8	334	4,553	3,394	74.5	950
	茨城町	90.8	171	4,101	3,758	91.6	1,174
	城里町	92.8	252	3,871	3,624	93.6	1,423
		85.8	1,679	30,010	26,493	88.3	8,634
鹿行	鹿嶋市	89.8	115	1,893	1,739	91.9	515
	潮来市	78.3	68	814	667	81.9	207
	行方市	71.0	193	2,193	1,656	75.5	709
	鉾田市	60.0	345	2,724	1,769	64.9	541
		72.5	721	7,624	5,831	76.5	1,972
県南	土浦市	96.5	120	3,903	3,854	98.7	1,269
	石岡市	72.5	538	4,987	3,784	75.9	1,222
	取手市	100.0	-	107	107	100.0	35
	守谷市	96.7	21	614	595	96.9	198
	かすみがうら市	86.9	548	7,264	6,422	88.4	2,261
	つくばみらい市	84.8	449	5,233	4,570	87.3	1,392
		85.2	1,676	22,108	19,332	87.4	6,377
稲敷	龍ヶ崎市	69.7	60	435	309	71.0	111
	稲敷市	82.3	950	8,716	7,297	83.7	2,157
	美浦村	84.5	500	5,195	4,464	85.9	1,620
	阿見町	80.7	141	2,104	1,742	82.8	537
		82.5	1,651	16,450	13,812	84.0	4,425
県西	結城市	83.3	183	2,739	2,306	84.2	678
	常総市	97.2	50	4,373	4,275	97.8	1,550
	筑西市	92.6	420	17,067	16,467	96.5	4,885
	桜川市	83.0	378	7,145	6,023	84.3	1,682
	八千代町	90.4	174	6,008	5,692	94.7	1,592
	90.3	1,205	37,332	34,763	93.1	10,387	
境	古河市	82.6	680	11,786	9,897	84.0	2,972
	坂東市	80.4	397	6,130	5,046	82.3	1,332
	五霞町	93.1	75	2,549	2,417	94.8	737
	境町	93.1	132	4,123	3,868	93.8	1,115
		84.9	1,284	24,588	21,228	86.3	6,156
県計		85.7	9,250	158,138	139,147	88.0	43,969

※「整備対象人口(H37計画)」は「生活排水ベストプラン(茨城県)」による。

年間調定件数・使用料収入の推移

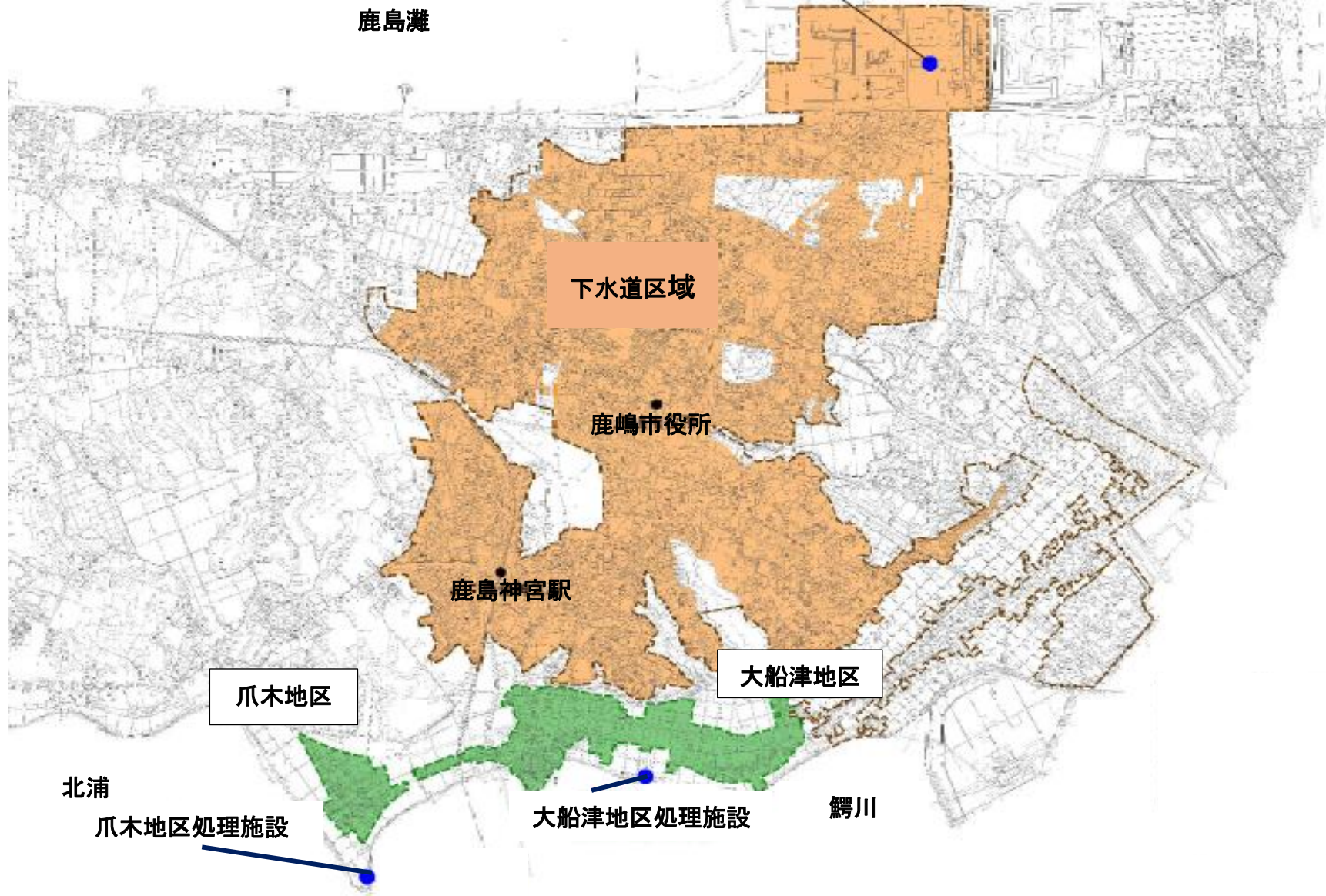


茨城県市町村別汚水処理人口普及状況

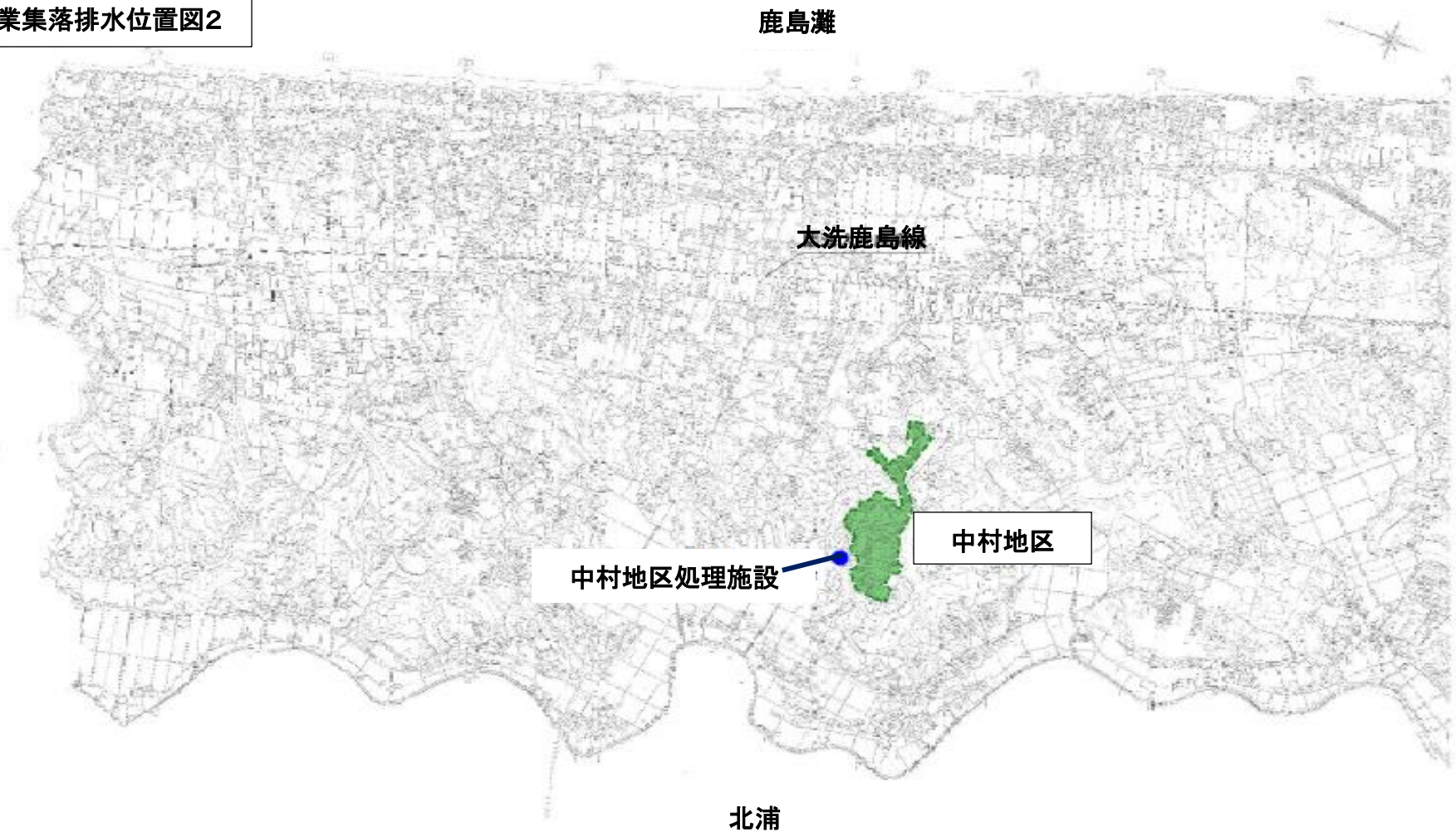
R2年度末

	市町村名	行政人口 (人)	下水道		農業集落排水施設		合併処理浄化槽		コミュニティプラント		汚水処理人口	
			処理人口	普及率	処理人口	普及率	処理人口	普及率	処理人口	普及率	合計	普及率
			①(人)	(%)	②(人)	(%)	③(人)	(%)	④(人)	(%)	①~④(人)	(%)
1	水戸市	271,018	215,632	79.6%	9,933	3.7%	24,326	9.0%	0	0.0%	249,891	92.2%
2	日立市	174,408	171,313	98.2%	0	0.0%	1,962	1.1%	0	0.0%	173,275	99.4%
3	土浦市	141,119	124,494	88.2%	3,756	2.7%	7,939	5.6%	0	0.0%	136,189	96.5%
4	古河市	141,986	85,674	60.3%	11,619	8.2%	19,294	13.6%	0	0.0%	116,587	82.1%
5	石岡市	73,293	41,791	57.0%	4,854	6.6%	17,902	24.4%	0	0.0%	64,547	88.1%
6	結城市	51,109	29,008	56.8%	2,644	5.2%	9,747	19.1%	462	0.9%	41,861	81.9%
7	龍ヶ崎市	76,505	64,447	84.2%	415	0.5%	6,618	8.7%	0	0.0%	71,480	93.4%
8	下妻市	42,990	13,717	31.9%	0	0.0%	14,558	33.9%	0	0.0%	28,275	65.8%
9	常総市	62,467	18,052	28.9%	4,148	6.6%	27,841	44.6%	0	0.0%	50,041	80.1%
10	常陸太田市	49,950	21,538	43.1%	5,388	10.8%	14,841	29.7%	203	0.4%	41,970	84.0%
11	高萩市	27,673	25,265	91.3%	0	0.0%	656	2.4%	0	0.0%	25,921	93.7%
12	北茨城市	42,404	4,190	9.9%	866	2.0%	22,634	53.4%	0	0.0%	27,690	65.3%
13	笠間市	74,733	34,890	46.7%	6,477	8.7%	16,281	21.8%	0	0.0%	57,648	77.1%
14	取手市	106,202	80,879	76.2%	103	0.1%	13,771	13.0%	0	0.0%	94,753	89.2%
15	牛久市	84,696	74,518	88.0%	0	0.0%	5,367	6.3%	0	0.0%	79,885	94.3%
16	つくば市	242,866	207,561	85.5%	0	0.0%	18,371	7.6%	0	0.0%	225,932	93.0%
17	ひたちなか市	157,672	102,819	65.2%	813	0.5%	38,890	24.7%	0	0.0%	142,522	90.4%
18	鹿嶋市	67,264	33,827	50.3%	1,610	2.4%	19,422	28.9%	0	0.0%	54,859	81.6%
19	潮来市	27,481	20,271	73.8%	799	2.9%	2,897	10.5%	0	0.0%	23,967	87.2%
20	守谷市	69,573	69,000	99.2%	573	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	69,573	100.0%
21	常陸大宮市	40,368	11,593	28.7%	7,060	17.5%	11,557	28.6%	0	0.0%	30,210	74.8%
22	那珂市	54,273	29,719	54.8%	7,495	13.8%	8,835	16.3%	0	0.0%	46,049	84.8%
23	筑西市	102,948	34,636	33.6%	16,970	16.5%	21,389	20.8%	5,830	5.7%	78,825	76.6%
24	坂東市	53,539	20,079	37.5%	5,951	11.1%	13,850	25.9%	0	0.0%	39,880	74.5%
25	稲敷市	39,565	18,374	46.4%	7,943	20.1%	4,952	12.5%	0	0.0%	31,269	79.0%
26	かすみがうら市	40,951	25,626	62.6%	7,043	17.2%	5,754	14.1%	0	0.0%	38,423	93.8%
27	桜川市	40,359	6,483	16.1%	7,033	17.4%	14,165	35.1%	510	1.3%	28,191	69.9%
28	神栖市	95,488	41,516	43.5%	0	0.0%	24,281	25.4%	0	0.0%	65,797	68.9%
29	行方市	33,595	6,126	18.2%	2,110	6.3%	11,994	35.7%	0	0.0%	20,230	60.2%
30	鉾田市	48,031	3,744	7.8%	2,769	5.8%	23,316	48.5%	0	0.0%	29,829	62.1%
31	つくばみらい市	52,121	37,490	71.9%	5,266	10.1%	3,065	5.9%	1,348	2.6%	47,169	90.5%
32	小美玉市	49,950	23,632	47.3%	4,690	9.4%	12,826	25.7%	0	0.0%	41,148	82.4%
33	茨城町	31,856	8,160	25.6%	3,993	12.5%	10,566	33.2%	0	0.0%	22,719	71.3%
34	大洗町	16,382	9,581	58.5%	0	0.0%	3,214	19.6%	511	3.1%	13,306	81.2%
35	城里町	18,806	11,471	61.0%	3,744	19.9%	2,153	11.4%	0	0.0%	17,368	92.4%
36	東海村	38,382	34,909	91.0%	0	0.0%	822	2.1%	0	0.0%	35,731	93.1%
37	大子町	16,093	0	0.0%	0	0.0%	8,062	50.1%	0	0.0%	8,062	50.1%
38	美浦村	14,911	7,594	50.9%	5,216	35.0%	1,376	9.2%	0	0.0%	14,186	95.1%
39	阿見町	48,023	34,090	71.0%	2,000	4.2%	9,653	20.1%	0	0.0%	45,743	95.3%
40	河内町	8,515	3,305	38.8%	0	0.0%	2,788	32.7%	0	0.0%	6,093	71.6%
41	八千代町	21,651	3,779	17.5%	5,714	26.4%	4,916	22.7%	0	0.0%	14,409	66.6%
42	五霞町	8,373	5,830	69.6%	2,470	29.5%	35	0.4%	0	0.0%	8,335	99.5%
43	境町	25,000	12,658	50.6%	4,017	16.1%	1,804	7.2%	0	0.0%	18,479	73.9%
44	利根町	15,732	13,833	87.9%	0	0.0%	1,084	6.9%	0	0.0%	14,917	94.8%
	県計	2,900,321	1,843,114	63.5%	155,482	5.4%	485,774	16.7%	8,864	0.3%	2,493,234	86.0%

農業集落排水位置図1



農業集落排水位置図2





鹿嶋市農業集落排水事業経営戦略

【令和3年】

茨城県鹿嶋市 経済振興部農林水産課

TEL 0299(82)2911